

政総第2392号
令和8年3月19日

神奈川県議会議長 長田 進治 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

質問趣意書に対する答弁書について (送付)

令和8年2月26日付け神議第1936号をもって送付のありました北井 宏昭議員からの質問趣意書について、別添のとおり答弁書を提出します。

問合せ先
政策局総務室企画調整第二グループ 飯島
内線 3026

答 弁 書

● 予防原則について

子どものスマホ・タブレットの使用については、報道等の情報によれば、例えば子どもが自分自身をコントロールできずにスマホ等を手放せなくなってしまうといったことや、SNS等を通して犯罪に巻き込まれる危険が高まること、成長過程にある子どもの脳の成長を阻害する懸念が否定できないことなど、学習面や健康面、精神面において様々な影響が生じ得るとされています。

県では、昨年7月に、大人と青少年が同じ問題を話し合う「かながわ青少年みらいフォーラム」を開催し、その中で「SNS・スマホ依存」をテーマとしたグループを設置し、当事者である子どもの声を直接伺いました。議論の中では「試験の前などは、自主的にスマホを親に預ける」といった提案が子どもたちからなされ、スマホ依存を自覚し、自ら解決しようとする青少年の姿も明らかとなりました。

スマホ・タブレットをめぐる様々な課題については、国の青少年インターネット環境整備法の在り方等に関する検討ワーキンググループにおいて、青少年がSNS等にアクセスする事で発生する多様なリスクと規制の在り方について多角的に議論されております。また、オーストラリアをはじめ、様々な国ではSNSやAIチャットに関する規制を強化する動きもあり、子どものスマホ・タブレットの使用は世界的な課題となっているところです。スマホ・タブレットがいわば生活の必需品となっている中で、健康への影響があることを知らずにスマホ・タブレットを使い続けた結果、気づいた時には健やかな成長が損なわれていたということがあってはなりません。

そこで県は、子どもたちの健康をあらかじめどのように守っていけるのか、予防的な観点からの検討を進めるため、スマホ・タブレットの使用に関する国内外の動向を注視しつつ、子どもや保護者などの当事者からの意見や、脳科学に関する学識経験者等から最新の知見に基づく御意見を伺いながら、有識者による会議などを通じて議論を進めてまいります。

総 第 3936 号
令和 8 年 3 月 23 日

神奈川県議会議長 長田 進治 殿

神奈川県教育委員会教育長 花田 忠雄
(公 印 省 略)

質問趣意書に対する答弁書について (送付)

令和 8 年 2 月 26 日付け神議第 1936 号をもって送付のありました北井宏昭議員からの質問趣意書について、別添のとおり答弁書を提出します。

問合せ先
教育局総務室
企画調整グループ 宮下、鎌田
内線 8024

答 弁 書

● 予防原則について

スマートフォンやタブレット端末等のモバイルデバイスは、場所を問わず利用できるため、大人が気付かないうちに、子どもの使用時間が長くなり、依存症や心身の不調等を招くおそれがあります。

現在、学校では、子どもの発達段階に応じ、喫煙や飲酒、薬物、ギャンブル等の依存症が日常生活に大きな影響を及ぼすだけでなく、犯罪の原因になり得ることや、スマートフォン等の長時間利用が健康に影響することなどを教えています。

また、県教育委員会では毎年、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育研修講座を実施しており、ゲーム依存症の啓発動画等を活用して、教職員や保護者が専門家から正しい知識を学ぶなど、学校や家庭での適切な指導につなげています。

県教育委員会では、スマートフォン等の利用に関して、一律に規制するのではなく、子どもが、そのメリットやリスクを理解し、適切な使い方を判断できる力を身に付けさせることが、学校の役割と考えています。

こうしたことから、今後も子どもたちが、スマートフォン等の依存症に陥る危険性を、自ら考えることができるよう、依存症の防止教育にしっかりと取り組んでまいります。